

改正

平成20年3月31日規程第16号  
平成21年3月30日規程第6号  
平成21年3月30日規程第7号  
平成24年3月28日規程第8号  
令和3年3月19日規程第8号  
令和4年7月29日規程第32号  
令和5年3月2日規程第7号

産業医科大学における共用研究スペースに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）において、教育研究活動に応じた施設の弾力的運用を図るために共用研究スペースを設置し、その利用、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(共用研究スペース)

第2条 この規程において「共用研究スペース」とは、特定の研究課題に対して、本学の講座、研究室、災害産業保健センター若しくは本学の教員を中心とする研究グループ（以下「講座等」という。）又は寄附講座、寄附研究室、共同研究講座若しくは共同研究研究室（以下「寄附講座等」という。）において利用できる研究スペースのことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 共用研究スペースは、講座等又は寄附講座等に所属する者が利用できるものとし、当該講座等の研究に携わる大学院生、訪問研究員、共同研究員等の学生及び学外者についても利用できるものとする。

2 共用研究スペースは、特定の研究に対して複数の本学の講座等又は寄附講座等が共同で利用することができる。

3 共用研究スペースの利用に当たっては、当該共用研究スペースの利用責任者を置くものとする。

(利用申請)

第4条 共用研究スペースの利用を希望する講座等は、共用研究スペース利用申請書を産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）が指定する共用研究スペースの利用を募集する期間内に知的財産本部を経て、学長に提出する。

2 寄附講座等が利用するときの申請等手続は、別に定める。

(利用審査)

第5条 知的財産本部は、前条の申請について審査し、審査結果を学長に報告する。

2 知的財産本部は、次の各号の基準により審査する。

- (1) 共用研究スペースを利用するのにふさわしい規模の研究であること。
- (2) 本学設置の趣旨・目的である「産業医学の振興」に寄与する研究であること。
- (3) 研究計画の具体性及び完成度
- (4) 研究遂行のための資金及び人材が確保されていること。
- (5) 実施される研究が次のいずれかに該当する研究であること。
  - ア 本学の研究戦略上、重要と認められる研究
  - イ 学際的研究で、創造的又は革新的研究
  - ウ 産業医学を推進し、社会貢献が期待される研究
  - エ 画期的成果が期待される研究

(利用講座等の決定)

第6条 学長は、審査結果に基づき、共用研究スペースを利用する講座等（以下「利用講座等」という。）として適当と認めたときは利用を許可し、知的財産本部を経て、利用申請のあった講座等に共用研究スペース利用（許可・許可更新）通知書により通知する。

2 前項の許可については、利用できる共用研究スペースの場所及び利用期間を含むものとする。

(利用の取消し)

第7条 学長は、共用研究スペースの利用者（以下「利用者」という。）がこの規程及び学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）において定められた諸規則（以下「諸規則」という。）に違反した場合には、利用の許可を取消し又は利用を中止させることができる。

（利用料）

第8条 共用研究スペースの利用料は、月額3,000円/m<sup>2</sup>とする。

- 2 前項の利用料は、利用講座等の研究事情等を参酌して減額することができる。
- 3 前2項の利用料について、許可された期間に応じた額を利用許可の通知があった日から6ヶ月以内に納付しなければならない。
- 4 既に納入された利用料は、返還しないものとする。ただし、天災その他利用者の責めに帰することができない事由により共用研究スペースが利用できなかったときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により納入された利用料を返還するときは、日割り計算はしないものとする。

（管理等）

第9条 共用研究スペースの利用期間は、原則1年とする。

- 2 利用期間を延長しようとする者は、1年ごとに利用申請に準じた手続により利用期間の更新を申請するものとする。
- 3 前項に規定する利用期間の更新は、利用開始年を含め3年を限度とする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 知的財産本部は、第2項の申請の審査に当たっては、当該申請のあった研究の継続性等に対して十分に配慮をするものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、寄附講座等が利用するときは、当該寄附講座等の存続期間とする。
- 6 共用研究スペースに空室ができたときは、遅滞なく知的財産本部が有効な利用を検討するものとする。

第10条 共用研究スペースにおいて、研究等に必要な工作物・設備物の設置・撤去に要する経費及び維持管理に必要な経費は、契約等で特段の定めがないときは利用講座等の負担とする。

- 2 共用研究スペースの管理については、諸規則によることとする。
- 3 共用研究スペースに関する事務は、大学事務部研究支援課及び利用講座等の所属する学部等に応じて大学事務部大学管理課又はキャリア支援課が行う。

（利用者の義務）

第11条 利用者は、共用研究スペースの施設及び備品を常に適切な管理のもとに、諸規則を遵守し注意をもって使用しなければならない。

- 2 利用者は、共用研究スペースを転貸してはならない。
- 3 利用者は、利用を中止するとき又は利用期間が満了したときは、原則として共用研究スペースを原状に回復しなければならない。
- 4 研究に使用する目的で購入した機器設備等のために、共用研究スペースを原状に回復できないときは、利用者及び学校法人との間で協議する。
- 5 利用者は、その責めに帰すべき事由により共用研究スペースの施設及び備品を滅失、破損又は汚損し、原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、施設の有効活用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第8号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日規程第32号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規程第7号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 削除

様式第2号 削除